

えりもの森裁判

- 場所：北海道日高地方・えりも町
- 提訴日：平成 17 年 12 月 28 日、平成 18 年 5 月 9 日
- 裁判所：札幌地方裁判所
- 事件名：損害金返還請求事件
- 事件番号：平成 17 年（行ウ）第 25 号、平成 18 年（行ウ）第 19 号
- 原告：3 名
- 被告：北海道、右代表者知事高橋はるみ、北海道日高支庁長脇田宏行
- 原告訴訟代理人：7 名
- 概要：

北海道の南端にあるえりもは、アザラシで有名ですが山の美しさも絶品です。この地域は、日高山脈が南下し、そのままえりも岬から海に没しています。そのため、急峻な斜面と急流がそこにあります。かつては急流を遡上するサケが見られました。孵化場が作られてからは、サケは上流部までは遡上しませんが、代わりにオショロコマやアメマスの溪流魚がたくさん生息しています。えりも町は、半世紀ほど前、ニシン漁で獲れたニシンを浜で茹でるために大量の地域の木々を伐採しました。そのため毎日のように砂嵐が町を襲い、地域は砂漠化が進み、漁獲量も激減しました。以来、町の人たちは植林事業を精力的に行い、半世紀たって豊かな漁場が帰ってきたといえます。森が海を作ることを 50 年以上の実践をもって示しました。ところが、今でも人知れずえりもの上流部では森林の伐採が行われていたのです。

このような上流部は、道有林として北海道が管理する森林となっています。そして北海道は平成 15 年 3 月に、それまでの条例を変えて「木材生産のための皆伐や間伐」を一切行わず、単層林を複層林化して豊かな森づくりをすることにしました。人工林は天然林に、天然林はより豊かな自然林へと森が変わっていくはずでした。野生生物が利用する枯損木や樹洞のある木は優先的に残すことにされていました。私たちは、これで北海道の森の多くは保護され、豊かな森林にクマゲラ、シマフクロウなどの鳥やヒグマ、ナキウサギなどの野生生物が生息する大自然が保護されていくと信じました。特に私たちが問題としているえりもの森は、種の保存法で保護されているワシタカ類も生息地としている上、独立個体群ではないかと言われているナキウサギの一大生息地でもあります。環境省のレッドリストにも掲載されているコウモリも多くの種を見ることができます。私たちはこのえりもの森も守られると希望を持ちました。

しかし、実際には、このような市民の希望は打ち砕かれました。「受光伐」という下層の木に光を当て、「豊かな森に変える」という目的で、なんと 1.5 ヘクタールを皆伐してしまっただけです。幅 60 メートル以上、長さ 250 メートル以上にわたり、一切の木がなくなりました。樹齢を調べると 150 年前後の大木が多数を占めています。しかもよく調べてみると、

このような伐採はいたるところで行われていることが判りました。そこで、私たちは、北海道のこのような森林管理は、自ら定めた条例に違反する違法な行為であるとして住民訴訟を起こしたのです。裁判で私たちは、野生生物が安心して暮らせる豊かな森づくりこそ必要であることを訴えていくつもりです。なぜなら北海道は、森を守り作っていくと公言し、そのような森林の公益的価値は11兆円を超える、と宣伝していながら、この公益的価値を自ら傷つけていることになるからです。裁判ではえりもの森林のもつ公益的価値の重要性、それを壊したことに対する北海道の責任、そして公益的価値を守るための森林管理はどうあるべきか、を問題にしていこうと考えています。

全国から、この新しい森林のあり方を問う裁判、森の公益的価値を守る裁判へのご支援、ご協力をお願いします。(弁護団長・原告 弁護士市川守弘)

●経過：

2007年2月2日、札幌地方裁判所民事第5部は、森林の公益的機能の損害は財産的に評価できるから被告の主張は理由がないとの中間判決を出しました。これによって、今後訴訟は、北海道の行った伐採が違法かどうか、具体的損害はどのくらいかという内容の審理に入ることになりました。

私は、今回の中間判決は、自然そのものが持つ価値についても財産的評価が可能であると裁判所が認めた画期的な判決であると考えています。

従来、北海道や林野庁は、森林の公益的機能として、水源かん養、土砂流出防止、野生生物の保全、国民リクレーションなど、多くの機能があるとして、金銭的に評価をしていました。北海道は年間1兆1900億円の価値があるとしていました。裁判では、これらの数値は国民に理解しやすいように「たとえ」たもので、そもそも森の価値などは算出できるものではない、と主張していたのです。ところで、このような森林の価値は、広く自然の価値に通じるものです。今まで自然の価値について財産的評価はできない、として費用対効果論でも「損失」として算定されていませんでした。

しかし、今回の判決では、森林の持つ公益的機能が伐採によって低下した場合に、その損害を財産的に評価、算出できることを前提にして、被告の主張を退けました。つまり、森林の価値を認め、それが財産的に評価可能としたのです。このことは将来的は、自然の価値を認め、その財産的評価につなげる大きな道を開いたこととなります。(弁護団長・原告 弁護士市川守弘)

●進捗状況：

2008年2月8日に、第九回、4月18日に第十回期日が開かれました。

この裁判は、昨年、裁判所が森林の価値を財産として算出することは可能という中間判決を出してから、いよいよ実体審理に入り、ほぼこちらの主張を完了するまでになりました。

この間、森林調査簿の蓄積量(森林の立木の立米数)が、毎年数値が違っていたり、情報公開でとった資料と訴訟で証拠提出された資料とが同じ文書で同じ印影であるにもかか

ならず、日付の違うものが出てきたり、など、そもそも森林の伐採にあたってめちゃくちゃなことが行われていたことを暴くことができました。

そしてなによりも、伐採の地域が環境省（当時は環境庁）からシマフクロウの生息地として情報交換していた地域であったこと、クマゲラ、オオタカ、クマタカ、ナキウサギなどの生息に関して、緑資源機構から詳細なデータを受けとって、知床より優る自然が残る地域であったことがわかっていたのに、伐採を行ったことなどを詳細な証拠に基づいて主張しました。

私たちは、今後北海道側の反論を待ってさらに詳細な主張をしていくものですが、『入り口』論で逃げようとした意図が明確になってきました。それは、伐採がいかにかいい加減に行われ、業者が自由に伐採したものを後から行政が認めていたことを「隠そう」としていたということです。

このような伐採は、沖縄のやんばる林道訴訟でも問題になっています。今私たちは森林生態系保全の為に全国ネットワークを作り、全国で天然林に手をつけさせないという闘いを行おうと思っています。えりもだけでなく「やんばるからえりもまで」を合言葉に森林と森林の生物たちを守る闘いを展開しています。皆様のさらなるご支援をよろしくお願いいたします。（弁護団長・原告 弁護士市川守弘）